



鳥取県公報

平成18年 3月31日(金)
号外第75号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則	通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (21) (給与課)	1
	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (22) (〃)	9
	初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (23) (〃)	14
	期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (24) (〃)	16
	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (25) (〃)	19

人事委員会規則

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第21号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(支給単位期間)</p> <p>第5条の3 給与条例第10条第2項第1号に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等（特別急行列車及び高速自動車国道等（給与条例第10条第4項第2号に規定する高速自動車国道等をいう。以下同じ。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）、特別急行列車又は高速自動車国道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とす</p>	<p>(支給単位期間)</p> <p>第5条の3 給与条例第10条第2項第1号に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等（特別急行列車及び高速自動車国道等（給与条例第10条第3項第2号に規定する高速自動車国道等をいう。以下同じ。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）、特別急行列車又は高速自動車国道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とす</p>

る。

(1)及び(2) 略

2 略

(駐車場の利用の基準)

第9条の2 給与条例第10条第3項の人事委員会規則で定める職員は、交通機関等を利用し、若しくは自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員又は次の各号のいずれにも該当する職員とする。

(1) 自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合に給与条例第10条第3項に規定する駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に係る自動車等の使用区間の通勤距離（2以上の駐車場を利用する場合は、それぞれの自動車等の使用区間の通勤距離）が片道2キロメートル以上である職員

(2) 交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合に駐車場の利用に係る交通機関等の利用区間の通勤距離が片道2キロメートル以上である職員

2 給与条例第10条第3項の人事委員会規則で定める駐車場は、次の各号のいずれにも該当する駐車場とする。

(1) 通勤のため利用することを常例としている駐車場

(2) 交通機関等から自動車等へ又は自動車等から交通機関等へ乗り継ぐための駐車場であって、その乗継地周辺にあるもの（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）に規定する保管場所を除く。）

(3) 1月ごとの駐車場の利用に係る料金（以下この号及び次条において「駐車料金」という。）が設定されている駐車場（次条第2項第1号において「月ぎめ駐車場」という。）又は複数月ごと若しくは1年ごとの駐車料金が設定されている駐車場

3 第1項各号列記以外の部分に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次の各号のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。

(1) 住居又は勤務公署のいずれかが離島等にある

る。

(1)及び(2) 略

2 略

職員

(2) 地方公務員災害補償法別表に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員

(駐車場に係る通勤手当の算出の基準)

第9条の3 給与条例第10条第3項に規定する通勤手当の額は、料金、時間、距離、位置等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の方法により算出するものとする。

2 給与条例第10条第3項に規定する1月当たりの駐車料金の額に相当する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 月ぎめ駐車場 1月の駐車料金

(2) 複数月ごと又は1年ごとの駐車料金が設定されている駐車場 複数月又は1年の駐車料金を当該駐車料金の対象となる月数で除して得られる額

(給与条例第10条第4項の人事委員会規則で定める職員)

第9条の4 給与条例第10条第4項各号列記以外の部分の人事委員会規則で定める職員は、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル（特別急行列車を利用する場合にあっては、40キロメートル）以上若しくは通勤時間が90分（特別急行列車を利用する場合にあっては、60分）以上である職員又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認める職員（これらの職員のうち、通勤のため特別急行列車を利用せず、かつ、高速自動車国道等を利用する職員にあっては、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員に限る。）とする。

2 給与条例第10条第4項第2号の人事委員会規則で定める職員は、通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、高速自動車国道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しく

(給与条例第10条第3項の人事委員会規則で定める職員)

第9条の2 給与条例第10条第3項各号列記以外の部分の人事委員会規則で定める職員は、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル（特別急行列車を利用する場合にあっては、40キロメートル）以上若しくは通勤時間が90分（特別急行列車を利用する場合にあっては、60分）以上である職員又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認める職員（これらの職員のうち、通勤のため特別急行列車を利用せず、かつ、高速自動車国道等を利用する職員にあっては、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員に限る。）とする。

2 給与条例第10条第3項第2号の人事委員会規則で定める職員は、通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、高速自動車国道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しく

は通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものとする。

(異動等の直前の住居に相当する住居)

第9条の5 給与条例第10条第4項第2号の人事委員会規則で定める住居は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の日以後に転居する場合において、高速自動車国道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居とする。

(特別急行列車又は高速自動車国道等の利用の基準)

第9条の6 給与条例第10条第4項各号列記以外の部分の人事委員会規則で定める基準は、特別急行列車又は高速自動車国道等の利用により通勤時間が30分(特別急行列車を利用する場合にあっては、20分)以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当するものと人事委員会が認めるものであることとする。

2 給与条例第10条第4項第1号の人事委員会規則で定める基準は、特別急行列車の利用により通勤時間が20分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当するものと人事委員会が認めるものであることとする。

3 給与条例第10条第4項第2号及び第5項の人事委員会規則で定める基準は、高速自動車国道等の利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当するものと人事委員会が認めるものであることとする。

(特別急行列車又は高速自動車国道等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第9条の7 略

2 略

3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、給与条例第10条第4項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額及び同項第2号に規定する高速自動車国道等特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「特別急行列車又は高速自動車国道等の」と、同項

は通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものとする。

(異動等の直前の住居に相当する住居)

第9条の3 給与条例第10条第3項第2号の人事委員会規則で定める住居は、公署を異にする異動又は通勤する公署の移転の日以後に転居する場合において、高速自動車国道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居とする。

(特別急行列車又は高速自動車国道等の利用の基準)

第9条の4 給与条例第10条第3項各号列記以外の部分の人事委員会規則で定める基準は、特別急行列車又は高速自動車国道等の利用により通勤時間が30分(特別急行列車を利用する場合にあっては、20分)以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当するものと人事委員会が認めるものであることとする。

2 給与条例第10条第3項第1号の人事委員会規則で定める基準は、特別急行列車の利用により通勤時間が20分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当するものと人事委員会が認めるものであることとする。

3 給与条例第10条第3項第2号及び同条第4項の人事委員会規則で定める基準は、高速自動車国道等の利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当するものと人事委員会が認めるものであることとする。

(特別急行列車又は高速自動車国道等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第9条の5 略

2 略

3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、給与条例第10条第3項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額及び同項第2号に規定する高速自動車国道等特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「特別急行列車又は高速自動車国道等の」と、同項

第1号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車又は高速自動車国道等」と、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車又は高速自動車国道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車又は高速自動車国道等」と読み替えるものとする。

(給与条例第10条第5項の人事委員会規則で定める法人)

第9条の8 給与条例第10条第5項の人事委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- (1) 国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人
- (2) 国家公務員退職手当法施行令第9条の4各号に掲げる法人(公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫(以下「公庫」という。)、前号に掲げる法人及び日本郵政公社を除く。)
- (3) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第55条に規定する一般地方独立行政法人
- (4) 職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)第9条第5項第2号に規定する地方公社
- (5) 前各号に掲げる法人のほか、人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるもの

(給与条例の適用の直前の住居に相当する住居)

第9条の9 給与条例第10条第5項の人事委員会規則で定める住居は、給与条例の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合において、高速自動車国道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居とする。

(権衡職員等の適用)

第9条の10 給与条例第10条第5項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流等により給与条例の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通

第1号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車又は高速自動車国道等」と、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車又は高速自動車国道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車又は高速自動車国道等」と読み替えるものとする。

(給与条例の適用の直前の住居に相当する住居)

第9条の6 給与条例第10条第4項の人事委員会規則で定める住居は、給与条例の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合において、高速自動車国道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居とする。

(給与条例の適用の直前の住居に相当する住居)

第9条の7 給与条例第10条第4項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流等により給与条例の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通

常の通勤の経路及び方法による場合には当該適用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、高速自動車国道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものとする。

第9条の11 給与条例第10条第5項の同条第4項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 公益法人等派遣から職務に復帰した職員のうち給与条例第10条第1項第1号又は第3号に掲げる職員に該当するもので、当該復帰の直前の住居(当該復帰の日以後に転居する場合において、高速自動車国道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。)からの通勤のため、高速自動車国道等でその利用が第9条の6第3項に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る高速自動車国道等特別料金等を負担することを常例とするもの(当該復帰の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該復帰前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、高速自動車国道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものに限る。)

(2) 配偶者(配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該住居からの通勤のため、高速自動車国道等でその利用が第9条の6第3項に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る高速自動車

常の通勤の経路及び方法による場合には当該適用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、高速自動車国道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものとする。

第9条の8 給与条例第10条第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 公益法人等派遣から職務に復帰した職員のうち給与条例第10条第1項第1号又は第3号に掲げる職員に該当するもので、当該復帰の直前の住居(当該復帰の日以後に転居する場合において、高速自動車国道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。)からの通勤のため、高速自動車国道等でその利用が第9条の4第3項に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る高速自動車国道等特別料金等を負担することを常例とするもの(当該復帰の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該復帰前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、高速自動車国道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものに限る。)

(2) 配偶者(配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該住居からの通勤のため、高速自動車国道等でその利用が第9条の4第3項に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る高速自動車

国道等特別料金等を負担することを常例とするもの

- (3) その他給与条例第10条第4項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会の定める職員

(支給日等)

第9条の12 略

2 略

- 3 職員が通勤手当の支給を受ける予算上の科目（この項及び第10条の2第5項において「費目」という。）を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が従前通勤手当の支給を受けていた費目から支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

- 4 給与条例第10条第6項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)及び(2) 略

- (3) 職員が2以上の高速自動車国道等を利用するものとして高速自動車国道等に係る通勤手当を支給される場合において、給与条例第10条第4項第2号に規定する1月当たりの特別料金等2分の1相当額（第10条の2第4項第1号において「1月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）の合計額が2万円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(返納の事由及び額等)

第10条の2 給与条例第10条第7項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) 略

- 2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る給与条例第10条第7項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

国道等特別料金等を負担することを常例とするもの

- (3) その他給与条例第10条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会の定める職員

(支給日等)

第9条の9 略

2 略

- 3 職員が任命権者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日における任命権者において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

- 4 給与条例第10条第5項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)及び(2) 略

- (3) 職員が2以上の高速自動車国道等を利用するものとして高速自動車国道等に係る通勤手当を支給される場合において、給与条例第10条第3項第2号に規定する1月当たりの特別料金等2分の1相当額（第10条の2第4項第1号において「1月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）の合計額が2万円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(返納の事由及び額等)

第10条の2 給与条例第10条第6項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) 略

- 2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る給与条例第10条第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 略

イ 第9条の12第4項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

3 特別急行列車に係る通勤手当に係る給与条例第10条第7項の人事委員会規則で定める額は、第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る特別急行列車、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての特別急行列車につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額とする。

4 高速自動車国道等に係る通勤手当に係る給与条例第10条第7項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 1月当たりの特別料金等2分の1相当額等が2万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 略

イ 第9条の12第4項第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合 2万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての高速自動車国道等についての払戻金2分の1相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

5 給与条例第10条第7項の規定により職員に前3項に定める額を返納させる場合において、当該返納時と事由発生月の翌月以降の費目が同一であるときは、

(1) 略

(2) 1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 略

イ 第9条の9第4項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

3 特別急行列車に係る通勤手当に係る給与条例第10条第6項の人事委員会規則で定める額は、第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る特別急行列車、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての特別急行列車につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額とする。

4 高速自動車国道等に係る通勤手当に係る給与条例第10条第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 1月当たりの特別料金等2分の1相当額等が2万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 略

イ 第9条の9第4項第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合 2万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての高速自動車国道等についての払戻金2分の1相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

5 給与条例第10条第6項の規定により職員に前3項に定める額を返納させる場合において、当該返納時と事由発生月の翌月以降の任命権者が同一であると

事由発生月の翌月以降の給与から当該額を差し引くことができる。

きは、事由発生月の翌月以降の給与から当該額を差し引くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から15日を経過するまでの間において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年鳥取県条例第43号)第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第10条第3項の職員たる要件を具備する職員に対する改正後の通勤手当の支給に関する規則第10条の規定の適用については、同条第1項中「これに係る事実の生じた日から15日」とあるのは、「通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(平成18年鳥取県人事委員会規則第21号)の施行の日から30日」とする。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第22号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表(第2条、第3条関係)				別表(第2条、第3条関係)			
組	織	職	区分	組	織	職	区分
		略				略	
		防 災 監 次長(衛生環境研究所、 消費生活センター、産 業技術センター及び農 業大学の次長を除く。)				防 災 監 次長(衛生環境研究所、 産業技術センター及び 農業大学の次長を除 く。)	
		副 出 納 長				副 出 納 長	
		局 長				局 長	
		県民室の室長(人事委				県民室の室長(人事委	

	<p>員会が承認したものに 限る。)</p> <p>自治研修所の所長 (人 事委員会が承認したも のに限る。)</p> <p>衛生環境研究所の所長 (人事委員会が承認し たものに限る。)</p> <p><u>消費生活センターの所 長 (人事委員会が承認 したものに限る。)</u></p> <p><u>市場開拓監 (人事委員 会が承認したものに限 る。)</u></p> <p>産業技術センターのセ ンター長 (人事委員会 が承認したものに限る。)</p> <p>農業大学の校長 (人 事委員会が承認したも のに限る。)</p> <p><u>農林総合技術研究院の 院長 (人事委員会が承 認したものに限る。)</u></p> <p>本 庁 行 政 監 察 監 建設事業評価室の室長 (人事委員会が承認し たものに限る。)</p> <p>参 事 監</p> <p>課長 (衛生環境研究所、 産業技術センター及び 農業大学の課長を除 く。)</p> <p>消防防災航空室の室長 <u>公益法人・団体指導室の室長</u> <u>政策法務室の室長</u> 県民室の室長 自治研修所の所長及び 次長 福利厚生室の室長 指導管理室の室長 <u>集中化推進室の室長</u> <u>物品調達室の室長</u></p>	2種		<p>員会が承認したものに 限る。)</p> <p>自治研修所の所長 (人 事委員会が承認したも のに限る。)</p> <p>衛生環境研究所の所長 (人事委員会が承認し たものに限る。)</p> <p>産業技術センターのセ ンター長 (人事委員会 が承認したものに限る。)</p> <p>農業大学の校長 (人 事委員会が承認したも のに限る。)</p> <p>参 事 監</p> <p>本 庁 行 政 監 察 監 工事検査室の室長 (人 事委員会が承認したも のに限る。)</p> <p>課長 (衛生環境研究所、 産業技術センター及び 農業大学の課長を除 く。)</p> <p>消防防災航空室の室長</p> <p>県民室の室長 自治研修所の所長及び 次長 福利厚生室の室長 協働推進室の室長</p>	2種
--	---	----	--	---	----

知事 の事 務部	略	文化観光局の副局長 とっとりイメージ創出室の室長 衛生環境研究所の所長 及び次長 消費生活センターの所長 市 場 開 拓 監 産業技術センターのセ ンター長、次長、室長 及び所長 農業大学の校長、次 長及び部長 農林総合技術研究院の院長 和牛全共室の室長 市瀬地区生活安定推進室の室長 会計管理室の室長 出 納 室 の 室 長 建設事業評価室の室長 総括検査専門員	3種	知事 の事 務部	略	文化観光局の副局長 国内交流推進室の室長 衛生環境研究所の所長 及び次長 産業技術センターのセ ンター長、次長、室長 及び所長 農業大学の校長、次 長及び部長 市瀬地区生活安定推進室の室長 会計管理室の室長 審査指導室の室長 出 納 室 の 室 長 集中化推進室の室長 工事検査室の室長	3種
		室長（管理職手当に係 る区分が2種及び3種 の職を占める職員並び に情報システム管理室、 県史編さん室及び衛生 環境研究所の室長を除 く。）	4種			室長（管理職手当に係 る区分が2種及び3種 の職を占める職員並び に情報システム管理室、 法制室及び衛生環境研 究所の室長を除く。）	4種
		民 芸 振 興 官	5種				
		略				略	
		略				略	
		略				略	
		所長（農業改良普及所 の所長を除く。） 局長（東部総合事務所 福祉保健局、中部総合 事務所福祉保健局及び 西部総合事務所福祉保 健局の局長並びに人事 委員会が承認したもの に限る。）	2種			所長（農業改良普及所 の所長を除く。） 局長（中部総合事務所 福祉保健局及び西部総 合事務所福祉保健局の 局長並びに人事委員会 が承認したものに限る。）	2種
		副局長（人事委員会が 承認したものに限る。）				副局長（人事委員会が 承認したものに限る。）	
		局長（東部総合事務所	3種			局長（中部総合事務所	3種

局	総合事務所	福祉保健局、中部総合事務所福祉保健局及び西部総合事務所福祉保健局の局長を除く。） 副 局 長 課長（保健衛生課の課長にあつては、人事委員会が承認したものに 限る。） 農業改良普及所の所長 鳥取環状道路建設推進室の室長 大規模基盤整備室の室長 大山中海観光室の室長 大山自然歴史館の館長 大山・弓浜農業用水対策室の室長 米子空港整備推進室の室長			
		鳥取砂丘室の室長	4種		
		略			
		公文書館	略		
			館 長	3種	
		地方 機関	男女共同参画 センター	事 務 局 長	3種
				略	
			食肉衛生検査所	所 長	3種
				略	
		局	総合事務所	福祉保健局及び西部総合事務所福祉保健局の局長を除く。） 副 局 長 課長（保健衛生課の課長にあつては、人事委員会が承認したものに 限る。） 農業改良普及所の所長 大規模基盤整備室の室長 大山中海観光室の室長 大山自然歴史館の館長 大山・弓浜農業用水対策室の室長 米子空港整備推進室の室長	
略					
公文書館	略				
	館 長			3種	
地方 機関	八頭県民局			局長（人事委員会が承認したものに限る。） 副局長（人事委員会が承認したものに限る。）	2種
				局 長 副 局 長 室 長	3種
	東部県税事務所			所長（人事委員会が承認したものに限る。）	2種
				所 長 課 長 税 務 専 門 員	3種 5種
男女共同参画 センター	事 務 局 長			3種	
	東部福祉保健局			局 長 副局長（人事委員会が承認したものに限る。）	2種
副 局 長 課 長		3種			
食肉衛生検査所	所 長	3種			
	略				
消費生活センター	所長（人事委員会が承認したものに限る。）	2種			

高等技術専門学校	校	長	3種
略			
中小家畜試験場	場	長	3種
林業試験場	場	長	3種
	次	長	
鳥取二十世紀 梨記念館	館	長	4種
略			
家畜保健衛生所	略		4種
	室長（人事委員会が承認したものに限る。）		
略			
とっとり賀露 かにっこ館	館	長	3種
姫路鳥取線用 地事務所	所	長	3種
略			

略

高等技術専門学校	校	長	3種
地方農林振興局	局長（人事委員会が承認したものに限る。）		2種
	副局長（人事委員会が承認したものに限る。）		
	局	長	3種
	副局	長	
課	長		
所	長		
略			
中小家畜試験場	場	長	3種
略			
家畜保健衛生所	略		4種
	室長（人事委員会が承認したものに限る。）		
林業試験場	場	長	3種
	次	長	
略			
とっとり賀露 かにっこ館	館	長	3種
地方県土整備局	局長（人事委員会が承認したものに限る。）		2種
	副局長（人事委員会が承認したものに限る。）		
	局	長	3種
	副局	長	
課	長		
室	長		
用地専門員			5種
姫路鳥取線用 地事務所	所	長	3種
旧中部ダム予 定地域振興倉 吉事務所	所長（人事委員会が承認したものに限る。）		2種
	副	所長	3種
課	長		
略			

略

教育 委員 会事 務局 及び 教育 機関	本 庁	略		3種	教育 委員 会事 務局 及び 教育 機関	本 庁	略		3種				
		課 長 福 利 室 の 室 長 障 害 児 教 育 室 の 室 長					4種	課 長 福 利 室 の 室 長 障 害 児 教 育 室 の 室 長 全 国 生 涯 学 習 フェ ス テ ィ パ ル 推 進 室 の 室 長 全 国 ス ポ ー ツ ・ レ ク リ エ ー シ ョ ン 祭 推 進 室 の 室 長		4種			
		室 長 (管 理 職 手 当 に 係 る 区 分 が 3 種 の 職 を 占 め る 職 員 及 び 育 英 奨 学 室 の 室 長 を 除 き、 遺 跡 調 査 整 備 室 の 室 長 に あ っ て は、 人 事 委 員 会 が 承 認 し た も の に 限 る。)						室 長 (管 理 職 手 当 に 係 る 区 分 が 3 種 の 職 を 占 め る 職 員 を 除 き、 遺 跡 調 査 整 備 室 の 室 長 に あ っ て は、 人 事 委 員 会 が 承 認 し た も の に 限 る。)					
		略					2種	略		3種			
	地 方 機 関	教 育 局	局 長 (人 事 委 員 会 が 承 認 し た も の に 限 る。)			3種							
		略		略									
	教 育 機 関	略		3種		略	教 育 機 関	略		3種			
		博 物 館	略					3種	博 物 館		略		
			副 館 長 課 長								副 館 長 課 長		2種
	略		略			略		所 長 (人 事 委 員 会 が 承 認 し た も の に 限 る。)		3種			
略		略		略		略		略					

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第23号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 初任給調整手当の支給に関する規則（昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。
 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(職の範囲)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 条例第7条の3第1項第3号に規定する職は、行政職給料表、研究職給料表及び医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職で獣医師法（昭和24年法律第186号）第7条第2項に規定する獣医師免許証を有する者をもって充てる職とする。</u></p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年（<u>第2条第3項に規定する職に採用された職員にあっては、6年。以下同じ。</u>）に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。</p>	<p>(職の範囲)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。</p>

第2条 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員				2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種		
	円	円	円	円	円	円
1 年 未 満	306,900	268,500	216,000	100,100	50,000	30,000
1 年 以 上 2 年 未 満	306,900	268,500	216,000	100,100	50,000	25,000
2 年 以 上 3 年 未 満	306,900	268,500	216,000	100,100	50,000	20,000
3 年 以 上 4 年 未 満	306,900	268,500	216,000	100,100	50,000	15,000
4 年 以 上 5 年 未 満	306,900	268,500	216,000	100,100	50,000	10,000
5 年 以 上 6 年 未 満	306,900	268,500	216,000	100,100	50,000	5,000
6 年 以 上 7 年 未 満	306,900	268,500	216,000	100,100	48,200	
7 年 以 上 8 年 未 満	306,900	268,500	216,000	100,100	46,400	
8 年 以 上 9 年 未 満	306,900	268,500	216,000	100,100	44,600	
9 年 以 上 10 年 未 満	306,900	268,500	216,000	100,100	42,800	
10 年 以 上 11 年 未 満	306,900	268,500	216,000	100,100	41,000	
11 年 以 上 12 年 未 満	306,900	268,500	216,000	100,100	39,200	
12 年 以 上 13 年 未 満	306,900	268,500	216,000	100,100	37,400	
13 年 以 上 14 年 未 満	306,900	268,500	216,000	100,100	35,600	
14 年 以 上 15 年 未 満	306,900	268,500	216,000	100,100	34,200	

15年以上16年未満	306,900	268,500	216,000	100,100	32,800
16年以上17年未満	302,500	264,500	212,700	98,500	31,400
17年以上18年未満	298,100	260,500	209,400	96,900	30,000
18年以上19年未満	293,700	256,500	206,100	95,300	28,600
19年以上20年未満	289,300	252,500	202,800	93,700	27,200
20年以上21年未満	284,900	248,500	199,500	92,100	25,800
21年以上22年未満	273,000	238,600	192,200	88,800	25,200
22年以上23年未満	260,800	228,500	184,700	85,100	24,600
23年以上24年未満	249,000	218,800	177,700	81,900	23,700
24年以上25年未満	237,100	208,800	170,300	78,200	23,100
25年以上26年未満	225,100	198,900	163,100	74,900	22,500
26年以上27年未満	210,000	185,200	152,000	70,000	21,900
27年以上28年未満	195,200	171,800	141,400	65,500	21,300
28年以上29年未満	180,300	158,400	130,600	61,100	20,600
29年以上30年未満	165,100	144,700	119,500	56,200	20,300
30年以上31年未満	147,800	129,800	108,000	51,500	19,900
31年以上32年未満	130,400	114,800	96,200	46,400	19,300
32年以上33年未満	113,300	100,100	84,800	41,900	18,500
33年以上34年未満	82,800	75,300	65,300	33,800	17,600
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	26,500	16,900

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは、同項第4号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第24号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条、項及び号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(加算を受ける職員及び加算割合) 第2条の3 条例第16条の4第5項(条例第16条の7第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)の行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員で、行政職給料表の職務の級が<u>3級</u>以上の職員に相当する職員として人事委員会規則で定めるものは、別表第1の職員欄に掲げる職員(行政職給料表の適用を受ける職員を除く。)とする。</p>	<p>(加算を受ける職員及び加算割合) 第2条の3 条例第16条の4第5項(条例第16条の7第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)の行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員で、行政職給料表の職務の級が<u>4級</u>以上の職員に相当する職員として人事委員会規則で定めるものは、別表第1の職員欄に掲げる職員(行政職給料表の適用を受ける職員を除く。)とする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(勤勉手当の成績率) 第7条 条例第4条第11項に規定する再任用職員(次条において「再任用職員」という。)以外の職員の成績率は、<u>当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第16条の7第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</u></p>	<p>(勤勉手当の成績率) 第7条 <u>成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</u></p>
<p>(1) <u>勤務成績が特に優秀な職員 100分の86以上100分の145以下(条例第16条の4第2項に規定する特定幹部職員(以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の110以上100分の185以下)</u></p>	<p>(1) <u>条例第4条第11項に規定する再任用職員(次号において「再任用職員」という。)以外の職員 100分の140(条例第16条の4第2項に規定する特定幹部職員(以下この条において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の180</u></p>
<p>(2) <u>勤務成績が優秀な職員 100分78.5以上100分の86未満(特定幹部職員にあつては、100分の95以上100分の110未満)</u></p>	<p>(2) <u>再任用職員 100分の70(特定幹部職員にあつては、100分の90)</u></p>
<p>(3) <u>勤務成績が良好な職員 100分の71(特定幹部職員にあつては、100分の91)</u></p>	
<p>(4) <u>勤務成績が良好でない職員 100分の71未満(特定幹部職員にあつては、100分の91未満)</u></p>	
<p>2 <u>前項の場合において、職員の成績率を同項第4号に該当するものとして定める場合には、当分の間、</u></p>	

人事委員会の定めるところによるものとする。

第7条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 勤務成績が優秀な職員 6月に支給する場合には100分の35超（特定幹部職員にあっては、100分の45超）、12月に支給する場合には100分の40超（特定幹部職員にあっては、100分の50超）

(2) 勤務成績が良好な職員 6月に支給する場合には100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）、12月に支給する場合には100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）

(3) 勤務成績が良好でない職員 6月に支給する場合には100分の35未満（特定幹部職員にあっては、100分の45未満）、12月に支給する場合には100分の40未満（特定幹部職員にあっては、100分の50未満）

2 前項の場合において、職員の成績率を同項第3号に該当するものとして定める場合には、当分の間、人事委員会の定めるところによるものとする。

第7条の3 前2条に定めるもののほか、職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

別表第1（第2条の3関係）

給料表	職 員	加算割合
行政職給料表	職務の級 8 級以上の職員	100分の20
	職務の級 7 級及び 6 級の職員	100分の15
	職務の級 5 級及び 4 級の職員	100分の10
	職務の級 3 級の職員	100分の 5
公安職給料表	職務の級 9 級の職員	100分の20
	職務の級 8 級及び 7 級の職員	100分の15
	職務の級 6 級及び 5 級の職員	100分の10

別表第1（第2条の3関係）

給料表	職 員	加算割合
行政職給料表	職務の級 11 級及び 10 級の職員	100分の20
	職務の級 9 級及び 8 級の職員	100分の15
	職務の級 7 級及び 6 級の職員	100分の10
	職務の級 5 級及び 4 級の職員	100分の 5
公安職給料表	職務の級 10 級の職員	100分の20
	職務の級 9 級及び 8 級の職員	100分の15
	職務の級 7 級及び 6 級の職員	100分の10

<table border="1"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 40%;">職務の級 4 級の職員 及び 3 級の職員 (人 事委員会が定める職 員に限る。)</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">100分の 5</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 略</td> </tr> </table>		職務の級 4 級の職員 及び 3 級の職員 (人 事委員会が定める職 員に限る。)	100分の 5	略			備考 略			<table border="1"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 40%;">職務の級 5 級及び 4 級の職員並びに 3 級 の職員 (人事委員会 が定める職員に限る。)</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">100分の 5</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 略</td> </tr> </table>		職務の級 5 級及び 4 級の職員並びに 3 級 の職員 (人事委員会 が定める職員に限る。)	100分の 5	略			備考 略		
	職務の級 4 級の職員 及び 3 級の職員 (人 事委員会が定める職 員に限る。)	100分の 5																	
略																			
備考 略																			
	職務の級 5 級及び 4 級の職員並びに 3 級 の職員 (人事委員会 が定める職員に限る。)	100分の 5																	
略																			
備考 略																			

附 則

この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第25号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則 (昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正後部分」という。) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表 (第 2 条関係)			別表 (第 2 条関係)		
機 関	職 員		機 関	職 員	
略			略		
知事 の事 務部 局	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 部長 (農業大学の部長を除く。) 理事監 防災監 次長 参事監 局長 所長 (産業技術センターの所長を除く。) 行政監察監 市場開拓監 院長 課長 (農業大学の課長を除く。) 室長 (防災危機管理課情報システム管理室、県史編さん室、衛生環境研究所及び産業技術センターの室長を除く。) 副局長 セン </div>		知事 の事 務部 局	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 部長 (農業大学の部長を除く。) 理事監 防災監 次長 参事監 局長 所長 (産業技術センターの所長を除く。) 行政監察監 課長 (農業大学の課長を除く。) 室長 (防災危機管理課情報システム管理室、衛生環境研究所及び産業技術センターの室長を除く。) 副局長 センター長 校長 参事 秘書 医長 </div>	

本 庁
 ター長 校長 参事 秘書
 医長 課長補佐 室長補佐
 主幹 (庶務に関する事務を行う主幹及び行政経営推進課改革推進担当の主幹に限る。)
 財政課主計員 企画員 主任監察員 水産課取締船長 管財課管理係長 副主幹 (職員課、福利厚生室及び行政経営推進課改革推進担当の副主幹に限る。) 監察員 職員課人材活用担当の職員 (主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。)
 職員課人材評価担当の職員 (主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。) 職員課給与管理室室員 (主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う室員に限る。) 行政経営推進課改革推進担当の職員 (主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。)

略	
総合事務所	所長 局長 副局長 課長 (保健衛生課長を除く。) 室長 (福祉と保健の相談室長及び心と女性の相談室長を除く。) 館長
公文書館	館長 次長
男女共同参画センター	事務局長
略	
食肉衛生検査所	所長 次長
高等技術専門学校	校長 総務課長
農業試験場	場長 次長 総務普及課長
園芸試験場	場長 次長 分場長 総務普

本 庁
 課長補佐 室長補佐 主幹
 (庶務に関する事務を行う主幹及び行政経営推進課改革推進担当の主幹に限る。) 財政課主計員 企画員 主任監察員 水産課取締船長 管財課管理係長 副主幹 (職員課、福利厚生室及び行政経営推進課改革推進担当の副主幹に限る。) 監察員 職員課人材活用担当の職員 (主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。) 職員課人材評価担当の職員 (主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。)
 職員課給与管理室室員 (主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う室員に限る。)
 行政経営推進課改革推進担当の職員 (主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。)

略	
総合事務所	所長 局長 副局長 課長 (保健衛生課長を除く。) 農業改良普及所長 室長 (心と女性の相談室長を除く。) 館長
公文書館	館長 次長
八頭県民局	局長 副局長 室長
東部県税事務所	所長 課長
男女共同参画センター	事務局長
東部福祉保健局	局長 副局長 課長
略	
食肉衛生検査所	所長 次長
消費生活センター	所長
高等技術専門学校	校長 総務課長
地方農林振興局	局長 副局長 課長 農業改良普及所長
農業試験場	場長 次長 総務課長
園芸試験場	場長 次長 分場長 総務課

	及課長
畜産試験場	場長 次長 総務普及課長
中小家畜試験場	場長 総務普及課長
林業試験場	場長 次長 総務普及課長
鳥取二十世紀梨記念館	館長
略	
家畜保健衛生所	所長 病性鑑定室長
略	
とっとり賀露かっこ館	館長
姫路鳥取線用地事務所	所長
略	

出	納	局	副出納長 出納局長 室長 室長補佐 出納室の副主幹
---	---	---	------------------------------

教育 委員 会 の 事務 部 局 等	教育 委員 会 事 務 局	本 庁	<p>教育長 理事監 教育次長 次長 参事監 課長 室長 参事 義務教育主査 高校教 育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課給与担当の主幹 及び副主幹 教育総務課総務 係長 教育総務課人事担当の 副主幹 小中学校課就学助成 係長 小中学校課管理係長 高等学校課管理係長 教育総 務課給与担当の職員 (企画に 関する事務を行う職員に限る。) 教育総務課人事担当の職員 (企画に関する事務を行う職 員に限る。) 教育総務課教 育企画室室員 (企画に関する 事務を行う室員に限る。) 小中学校課管理係係員 (人事 関係の企画に関する事務を行 う係員に限る。) 障害児教 育室室員 (人事関係の企画に 関する事務を行う室員に限る。)</p>
---	------------------------------	--------	--

	長
畜産試験場	場長 次長 総務課長
中小家畜試験場	場長 企画総務課長
略	
家畜保健衛生所	所長 病性鑑定室長
林業試験場	場長 次長 総務課長
略	
とっとり賀露かっこ館	館長
地方県土整備局	局長 副局長 課長 鳥取環 状道路建設推進室長
姫路鳥取線用地事務所	所長
旧中部ダム予定地域 振興倉吉事務所	所長 副所長 課長
略	

出	納	局	副出納長 出納局長 室長 室長補佐 出納室出納担当の 副主幹
---	---	---	--------------------------------------

教育 委員 会 の 事務 部 局 等	教育 委員 会 事 務 局	本 庁	<p>教育長 理事監 教育次長 次長 参事監 課長 室長 参事 義務教育主査 高校教 育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課給与・人事担当 の主幹及び副主幹 教育総務 課総務係長 小中学校課就学 助成係長 小中学校課管理係 長 高等学校課管理係長 高 等学校課高校改革推進室室員 (企画に関する事務を行う室 員に限る。) 教育総務課給 与・人事担当の職員 (人事関 係の企画に関する事務を行う 職員に限る。) 教育総務課 教育企画室室員 (企画に関す る事務を行う室員に限る。) 小中学校課管理係係員 (人 事関係の企画に関する事務を 行う係員に限る。) 障害児 教育室室員 (人事関係の企画 に関する事務を行う室員に限</p>
---	------------------------------	--------	--

		高等学校課管理係係員（人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。）	
地方 機関	教育局	局長 次長 学事係長 学事係係員（人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。）	
	略		
教育 機関	略		
	少年自然の家	所長	
	略		
略			

備考 略

		高等学校課管理係係員（人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。）	
地方 機関	教育事務所	所長 次長 学事係長 学事係係員（人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。）	
	略		
教育 機関	略		
	少年自然の家	所長	
	生涯学習センター	所長	
	略		
略			

備考 略

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。